

経済センサス - 活動調査実施の必要性について

1. 調査の目的・必要性

経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

経済センサス - 活動調査は、「経済センサスの枠組みについて」（平成 18 年 3 月 31 日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）において、平成 23 年に実施する調査を起点として 5 年周期で実施することとされている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行った上、平成 28 年に経済センサス - 活動調査を実施することとされている。

以上のことから、平成 28 年に経済センサス - 活動調査を実施する必要がある。

2. 他調査との重複

本調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している統計調査であり、類似の統計調査は存在しない。

なお、経済センサスの創設に伴い、関連する既存統計調査との関係は以下のように整理されている。

○商業統計調査

- ・簡易調査を廃止し、活動調査において原則簡易調査年の全事項を把握する。
- ・活動調査実施の 2 年後に本調査を行う。

○工業統計調査

- ・活動調査の調査実施年前年に当たる調査を中止し、活動調査において原則内訳調査年の全事項を把握する。

○特定サービス産業実態調査

- ・活動調査の調査実施年に当たる調査を中止し、活動調査において基本的事項を把握する。

3. 行政記録情報の利活用

本調査で把握する調査事項と類似の事項が継続的に把握されている行政記録情報は存在しない。

なお、本調査では、調査を効率的に実施する労働保険の情報を活用して調査対象名簿の整備を行う予定である。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は、全ての事業所・企業を調査対象とする統計調査であることから、重複排除の対象とはならない。

また、履歴登録について、本調査実施後の最終的な調査結果名簿が事業所母集団データベースの基盤情報として活用されることとなる。

経済センサス - 活動調査実施の利用実態

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした調査であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料となるのみならず、民間企業など以下のとおり幅広く利用されている。

1. 法令に基づく利用

- ◆ 地方消費税の清算（地方税法第 72 条の 114、同法施行令 35 条の 20、同法施行規則第 7 条の 2 の 10）

※ 地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じて^{あん}按分。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び同法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとしてサービス業対個人収入割合が利用される。

2. 行政上の施策への利用

- ◆ 各省の審議会等において産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合など、経済政策に係る審議の基礎資料
- ◆ 地方公共団体における行政総合計画策定、企業立地促進・中小企業支援計画の策定などに活用

3. 事業所母集団データベースへの登録

- ◆ 調査結果を事業所母集団データベースに登録し、各種統計調査のための母集団情報を提供

4. その他

- ◆ 国民経済計算、産業連関表の推計への利用
- ◆ 他統計への利用 ※ 毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用